

蒲郡西部小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす絶対に許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、防止策を考えていく必要がある。これらの基本的な考えのもとに、全教職員が日頃から児童に寄り添い、目をかけ声をかけることで、些細な兆候を見逃さないように努めるとともに、指導については、学校全体で組織的に対応していく。

蒲郡西部小学校では、蒲西っ子の優れた感性を磨き、個性豊かで知・徳・体の調和のとれた人間形成を目指している。「よく学び よく遊ぶ」の校訓のもと、一人ひとりを大切にし、楽しい学校生活を送ることができるように全教職員が取り組んでいる。そうした中で、自己肯定感や自己有用感を育み、信頼関係に結ばれた人間関係と仲間とともに逞しく成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

職員会ごとに「生活サポート(いじめ・不登校対策)委員会」を開催し、いじめの些細な兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないように、組織として対応する。

緊急性のある場合は、(校長・教頭・教務主任・校務主任・特支コーディネーター・養護教諭・担当教諭などで構成した 小委員会を開き、速やかに対応する。

(1)「いじめ防止対策組織」の役割

ア 未然防止

- ・学校全体で、いじめの起きにくい、いじめを許さない環境づくりをする。

イ 早期発見・事案対策

- ・次の5つの役割を担う。いじめの相談・通報を受ける窓口の役割。いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有をする役割。いじめであるか否かの判断をする役割。専門機関と連携し対応する役割。その後の経過を観察する役割。
- ・いじめがあった場合、いじめの疑いがあるとの情報があった場合、正確な事実の把握に努め、本人や保護者等と丁寧に面談を行う。問題の解消に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・事案の対応については、「生活サポート委員会」を設置し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、カウンセラーなどの外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合もその後の関係児童の周辺の様子を複数の教員で見守り、継続的な指導・支援ができる体制を整える。

ウ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員協議会で「学校いじめ防止基本方針」を周知し、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめ、悩み等を受け止める「教育相談アンケート」や教育相談を定期的 to 実施し、その結果から、子どもの立場に立ち、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ・全職員で学校におけるいじめ対策の検証を行い、改善策を検討していく。

エ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・各種おたより、ホームページなどを通して、児童の活躍した場面を数多く発信し、温かい人間関係づくりの一助とする。
- ・必要に応じて、PTA や地区代表者からの意見を取り入れ、方針を改定していく。

3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

(1) いじめの未然防止の取り組み

- ア 児童同士の関わりを大切にした授業実践に努め、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、いじめ防止標語の作成などを通して、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がインターネットサービスの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネット上のいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ 学校いじめ防止基本方針を児童にも周知し、児童会を中心として、あいさつ運動や思いやりを育てる運動を展開する。

(2) いじめの早期発見の取り組み

- ア 日常的な会話や日記に加え、定期的ないじめアンケートや教育相談を実施し（年2回・相談活動は必要に応じて増やす）、児童の小さなサインを見逃さないように努める。なお、実施したいじめアンケートは5年間保存する。
- イ 教師と児童の温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「生活サポート委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 児童が感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。軽い言葉で相手を傷つけ、仲直りしたような件でも、対応組織に必ず報告する。情報は全職員で共有する。
- ウ 被害にあった児童をどんなことがあっても守り通すという強い姿勢で対応する。
- エ 加害児童には教育的配慮のもと、いじめは許さないという毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- オ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー（主任児童委員等）の専門家や警察署と、児童相談センター、家庭児童相談室等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- カ いじめが起きた集団への適切な事後支援を行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりへの支援を継続的に行う。
- キ ネット上のいじめの対応については、必要に応じて警察や法務局とともに連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態の対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「生活サポート委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、P D C Aサイクル（PLAN・DO・CHECK・ACTION）で見直し、実効性のある取り組みになるように努める。

- (2) いじめに対する項目を盛り込んだ、教職員による取組評価及び学校評価アンケートを実施し、いじめに関する取り組みの検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修（外部講師、スクールカウンセラーによる講話など）を年2回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は、年度はじめのPTA総会で説明するとともに、蒲郡西部小学校のホームページにも掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後の指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (4) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

蒲西小チェックリスト

<input type="checkbox"/> 全職員が、いじめ防止対策推進法を読んでいる。
<input type="checkbox"/> いじめの情報が、すぐに対策組織に報告されている。
<input type="checkbox"/> いじめアンケートは回収して、すぐに目を通してている。保存している。
<input type="checkbox"/> 問題を把握した時、すぐに小委員会を開き、対応を検討できる。
<input type="checkbox"/> 善悪の基準がしっかりと示されている。
<input type="checkbox"/> 担任が学級の間人関係を把握している。
<input type="checkbox"/> 通学班やなかよし班(縦割り)の子どもの様子や行動を把握している。
<input type="checkbox"/> 定期的・日常的に個人面談を実施している。
<input type="checkbox"/> 部活動より、面談・家庭訪問・学習補修を優先している。
<input type="checkbox"/> 担任自身に、率直に相談できる教職員がいる。
<input type="checkbox"/> SCや心の教室相談支援員と協働できている。
<input type="checkbox"/> 担任が保護者の信頼を得られている。
<input type="checkbox"/> 第三者となる児童が担任等にいじめを相談できる。
<input type="checkbox"/> 登下校指導等で、地域の様子や、交通安全について把握している。